

健康福祉行政の概要

平成29年度



健やか生活習慣くまもと県民運動
キャラクター「ASO坊健太くん」



© 2010 熊本県くまモン

熊本県健康福祉部

目 次

第1 健康福祉行政の体系

- 1 健康福祉部の組織機構
 - (1) 健康福祉部組織機構図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 分掌事務
 - 本庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 出先機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 健康福祉行政に関する法制体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 健康福祉部の主な計画等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 平成29年度予算各課別一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第2 熊本復旧・復興4カ年戦略（健康福祉部関連の概要）

- 1 「熊本復旧・復興4カ年戦略」策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 熊本復旧・復興4カ年戦略（主な事項）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 「災害に強く誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」の実現に向けた取組み<健康福祉部関連>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第3 健康福祉部各課の事業体系・内容

- 1 健康福祉政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 2 健康危機管理課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- 3 長寿社会局
 - (1) 高齢者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
 - (2) 認知症対策・地域ケア推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
 - (3) 社会福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 4 子ども・障がい福祉局
 - (1) 子ども未来課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
 - (2) 子ども家庭福祉課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
 - (3) 障がい者支援課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 5 健康局
 - (1) 医療政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171
 - (2) 国保・高齢者医療課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
 - (3) 健康づくり推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 195
 - (4) 薬務衛生課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
- 他部局における健康福祉関連施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 217

第4 健康福祉部行政機関一覧

- 1 本庁（健康福祉部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 3
- 2 出先機関
 - （1）広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所・福祉事務所）・・・・・・・・ 2 2 4
 - （2）その他の出先機関、病院局・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 5
- 3 その他の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 5
- 4 附属機関等（法律・条例に基づくもの）・・・・・・・・ 2 2 6
- 5 各種相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 8
 - （参考1）各市の福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2 9
 - （参考2）熊本市の保健所及び関係施設等・・・・・・・・ 2 3 0

第5 関係団体等

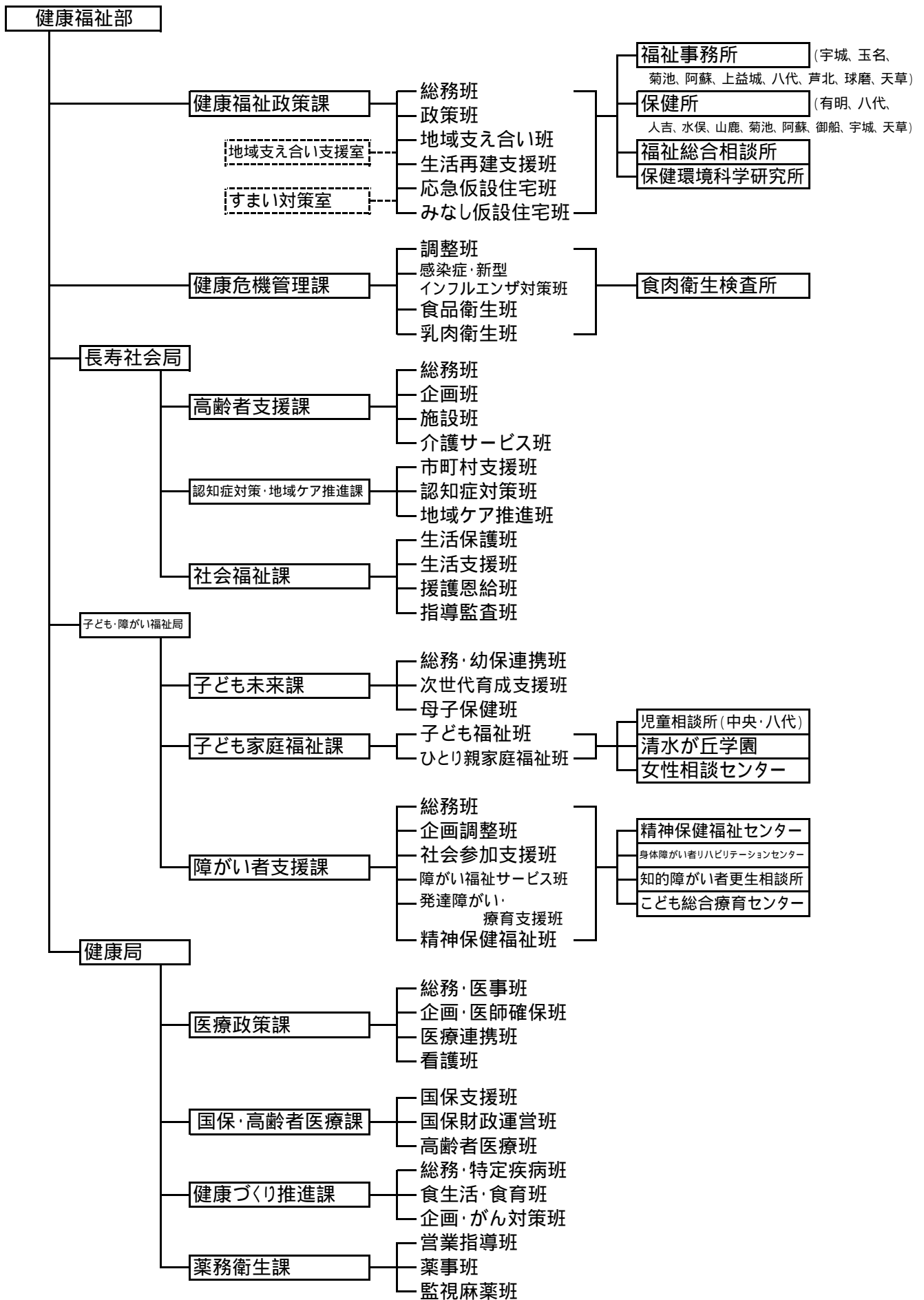
- 1 健康・福祉関係団体等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 3
- 2 社会福祉協議会一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 8

第 1 健康福祉行政の体系

1 健康福祉部組織機構図

(1)健康福祉部組織機構図

(平成29年4月1日)



(2) 分掌事務

本庁

課名	分 掌 事 務
健康福祉政策課	<ol style="list-style-type: none">1 保健医療福祉施策の企画、調整及び推進に関すること。2 福祉事務所、保健所、福祉総合相談所、保健環境科学研究所及び総合福祉センターに関すること。3 社会福祉審議会に関すること。4 保健、福祉の情報企画に関すること。5 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。6 厚生統計に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）7 地域支え合い支援室に関すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 被災者支援に関すること。(2) 地域福祉の推進に関すること。(3) 災害救助に関すること。8 すまい対策室に関すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関すること(土木部建築住宅局住宅課の分掌事務に係るものを除く。)(2) その他被災者の住まい確保対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。9 健康福祉部長室に関すること。
健康危機管理課	<ol style="list-style-type: none">1 健康危機管理に関すること。2 感染症に関すること。3 予防接種に関すること。4 感染症の診査に関する協議会に関すること。5 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例に基づく事務に係る調整等に関すること。6 食品衛生に関すること。7 ふぐ取締に関すること。8 製菓衛生師に関すること。9 と畜場及び化製場等に関すること。10 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。11 狂犬病の予防に関すること。12 動物の愛護及び管理に関すること。13 食肉衛生検査所に関すること。

課名		分 掌 事 務
長 寿 社 会 局	高齢者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者福祉の支援に係る施策の企画・調整に関すること。 2 老人福祉法の施行に関すること。 3 社会福祉法の施行に関すること（老人福祉法に規定する老人福祉施設を経営する事業等に関することに限る。 ）。 4 高齢者の生きがい及び生活支援に関すること。 5 介護保険法の施行に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。 ）。 6 その他介護保険の推進に関すること（認知症対策・地域ケア推進課が所掌する事務を除く。 ）。 7 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関すること（高齢者の福祉に関することに限る。 ）。 8 長寿社会局長に関すること。
	認知症対策・地域ケア推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 認知症対策に関すること。 2 地域ケア体制の構築に関すること。 3 地域支援事業及び地域包括支援センターに関すること。 4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 5 介護保険法を施行する市町村の支援に関すること。 6 介護保険審査会に関すること。 7 介護支援専門員に関すること。 8 その他介護保険の推進に関すること。
	社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法の施行に関すること。 2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 3 未帰還者及び未帰還者留守家族等の援護に関すること。 4 旧陸海軍の旧軍人旧軍属等及び戦没者遺族の援護に関すること。 5 引揚者援護に関すること。 6 社会福祉法の施行に関すること（他課の事務分掌に係るものを除く。 ）。 7 社会福祉法人及び社会福祉事業を営む者の施設に係る指導監査及びその総合調整に関すること。 8 介護保険法第 90 条の規定による報告等に関すること（定期の検査に限る。 ）。 9 介護保険法第 24 条、第 76 条、第 83 条及び第 115 条の 7 の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等に関すること（介護老人福祉施設に隣接する事業所に限る。 ）。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 81 条第 1 項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること（障害者支援施設に隣接する事業所の定期の検査に限る。 ）。 11 福祉サービス第三者評価推進事業に関すること。 12 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。 13 矯正施設退所者の福祉的支援に関すること。 14 民生委員に関すること。

課名		分掌事務
子ども・障がい福祉局 (続く)	子ども未来課	<ol style="list-style-type: none"> 1 少子化対策の推進に関すること。 2 児童福祉法の施行に関すること(子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。) 3 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法に規定する児童福祉施設(子ども家庭福祉課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)を経営する事業に関することに限る。) 4 認定こども園に関すること。 5 次世代育成支援対策推進法の施行に関すること(他課の分掌事務に関するものを除く。) 6 子ども・子育て支援法の施行に関すること。 7 児童の食生活に関すること。 8 母子保健に関すること。 9 育成医療及び小児慢性特定疾病に関すること。 10 子ども・障がい福祉局長に関すること。
	子ども家庭福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の福祉に関すること(子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。) 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 3 児童扶養手当に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法に規定する児童福祉施設(子ども未来課及び障がい者支援課の分掌事務に係るものを除く。)を経営する事業、並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業及び父子家庭日常生活支援事業並びに寡婦日常生活支援事業及び母子・父子福祉施設を経営する事業に関することに限る。) 6 児童虐待の防止に関すること。 7 子ども・若者育成支援に関すること(他課の分掌事務に関するものを除く。) 8 売春防止法の施行に関すること。 9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行に関すること。 10 いじめ調査委員会に関すること(県立学校に関するものに限る。) 11 児童相談所、清水が丘学園及び女性相談センターに関すること。

課名		分 掌 事 務
子ども・障がい福祉局	障がい者支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。 2 社会福祉法の施行に関すること（児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設又は児童発達支援センターを運営する事業に関するものに限る。）。 3 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。 4 精神保健福祉審議会に関すること。 5 障害者施策推進審議会に関すること。 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（社会福祉課の分掌事務に係るものを除く。）。 7 身体障害者福祉法の施行に関すること。 8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。 9 知的障がい者の福祉に関すること。 10 心身障害者扶養共済制度に関すること。 11 特別児童扶養手当に関すること。 12 児童の福祉に関すること。 13 発達障害者支援法に関すること。 14 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行に関すること。 15 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること。 16 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること。 17 精神保健福祉センターに関すること。 18 病院局との連絡に関すること。 19 身体障害者リハビリテーションセンターに関すること。 20 身体障害者福祉センターに関すること。 21 知的障害者更生相談所及びこども総合療育センターに関すること。 22 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に基づく施策の企画及び調整に関すること。 23 ユニバーサルデザインの推進に関すること。
健康局（続く）	医療政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域医療の推進に関すること。 2 救急医療対策に関すること。 3 看護師等修学資金に関すること。 4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。 5 医師その他の医療関係者に関すること。 6 死体解剖保存法に関すること。 7 へき地保健医療に関すること。 8 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。 9 健康局長に関すること。

課名		分 掌 事 務
健康局	国保・高齢者医療課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものを除く。）。 2 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（後期高齢者医療制度に係るものに限る。）。 3 国民健康保険審査会に関すること。 4 後期高齢者医療審査会に関すること。
	健康づくり推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康の維持及び増進など健康づくりに関すること。 2 食生活、食育及び栄養指導に関すること。 3 栄養士及び調理師に関すること。 4 食品表示法の施行に関すること（食品表示法第 15 条の規定による権限の委任等に関する政令第 7 条の規定により知事に委任された事務のうち、県民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に関するものに限る。）。 5 歯科保健に関すること。 6 ハンセン病対策に関すること。 7 原子爆弾被爆者の援護に関すること。 8 難病に関すること。 9 生活習慣病対策の推進に関すること。 10 国民健康保険法の施行に関すること（保健事業に係るものに限る。）。 11 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること（特定健診等に関するものに限る。）。
	薬務衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬事に関すること。 2 毒物及び劇物に関すること。 3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関すること。 4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。 5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。 6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。 7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。 8 生活衛生関係営業に関すること。 9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。 10 墓地等に関すること。 11 温泉に関すること。 12 生活衛生適正化審議会に関すること。

出先機関

機関名	分 掌 事 務
<p>広域本部保健福祉環境部（県央広域本部を除く）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び総合調整に関すること。 2 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の総合調整及び推進に関すること。 3 地域福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 4 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び総合調整に関すること。 5 介護老人保健施設の指導監査に関すること。 6 介護員養成研修指定事業者の指定及び指導等に関すること。 7 老人福祉施設又は障害者福祉施設を運営する社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する社会福祉施設の運営の指導等に関すること。 8 社会福祉協議会に関すること。 9 民生委員及び児童委員に関すること。 10 子ども・子育て支援法の施行に関すること。 11 児童福祉法第46条の規定による児童福祉施設（保育所に限る。）の最低基準実施の監督等に関すること。 12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定による幼保連携型認定こども園の検査等に関すること。 13 児童福祉施設（保育所に限る。）又は幼保連携型認定こども園を運営する社会福祉法人の運営の指導等に関すること。 14 認可外保育施設の調査等に関すること。 15 特別児童扶養手当に関すること。 16 障害福祉施策の推進及び総合調整に関すること。 17 試験検査施策の推進に関すること（県南広域本部に限る。） 宇城及び上益城地域振興局については、地域振興局保健福祉環境部の所掌。
<p>地域振興局保健福祉環境部（続く）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉環境行政推進のための企画及び調整に関すること。 2 地域保健医療計画等の地域計画の調整に関すること。 3 災害救助に関すること。 4 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の規定による施策の調整及び推進に関すること。 5 交通安全対策に関すること。 6 青少年の保護及び育成に関すること。 7 消費生活に関すること。 8 地域福祉施策の推進及び調整に関すること。 9 市町村が実施する老人福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉及び知的障がい児福祉の措置等に係る連絡調整等（熊本県福祉総合相談所の所掌に係るものを除く。）に関すること。 10 高齢者福祉及び介護保険施策の推進及び調整に関すること。 11 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 12 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付け並びにその償還に関すること。 13 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものを除く。） 14 旧軍人、軍属等及びその遺族の援護に関すること。

機関名	分 掌 事 務
地域振興局保健福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> 15 保護を要する女子に関する相談及び指導並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の自立支援に関する事。 16 障害福祉施策の推進及び調整に関する事。 17 その他社会福祉に関する事。 18 衛生環境施策の推進に関する事。 19 地域保健施策の推進に関する事。 20 食生活及び食育に関する事。
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護に関する事。 2 児童及び妊産婦の福祉並びに児童虐待の防止に関する事。 3 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事。 4 婦人の保護及び更生に関する事。 5 社会福祉統計に関する事。 6 生活困窮者の自立支援に関する事。 7 その他社会福祉に関する事。
保健所 (続 く)	<ul style="list-style-type: none"> 1 衛生関係の広報及び衛生教育に関する事。 2 人口動態統計及び保健統計に関する事。 3 地域保健に係る情報管理、調査研究、企画調整、市町村支援・連絡調整・教育研修及び各種相談に関する事。 4 医事関係の試験及び免許に関する事。 5 医療施設の許認可及び監視指導に関する事。 6 医療法人に関する事。 7 地域医療対策に関する事。 8 地域保健医療推進協議会に関する事。 9 健康危機管理に係る調整及び他課に属しない健康危機管理に関する事。 10 入浴施設（社会福祉施設等に係るものに限る。）におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する事。 11 介護保険の要介護認定業務の技術的支援等に関する事。 12 温泉、食品衛生及び食中毒に関する事。 13 狂犬病の予防、動物の愛護及び管理に関する事。 14 と畜場、死亡獣畜処理等並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する事。 15 興行場、公衆浴場、旅館、理容、美容及びクリーニングに関する事。 16 墓地、埋葬等に関する事。 17 薬事、毒物、劇物、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する事。 18 献血に関する事。 19 水道に関する事。 20 住宅、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関する事。 21 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭に関する事。 22 建築物の衛生管理、遊泳用プール及び浄化槽に関する事。

(続 く)

機関名	分 掌 事 務
保 健 所	<p>23 地下水の保全に関すること。</p> <p>24 ダイオキシン類に関すること。</p> <p>25 フロン類の排出の抑制に関すること。</p> <p>26 公害防止管理者等に関すること。</p> <p>27 土壌汚染に関すること。</p> <p>28 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。</p> <p>29 障がい者の自立支援給付に係る障害程度区分認定の技術的支援等に関すること。</p> <p>30 保健師、助産師及び看護師に関すること。</p> <p>31 へき地保健医療に関すること。</p> <p>32 国民健康保険に関すること（保健事業に係るものに限る。）。</p> <p>33 母性及び乳幼児の保健指導に関すること。</p> <p>34 難病に関すること。</p> <p>35 集団検診等に関すること。</p> <p>36 医療社会事業に関すること。</p> <p>37 老人保健に関すること。</p> <p>38 生活習慣病に関すること。</p> <p>39 歯科疾患の予防及び予防的治療に関すること。</p> <p>40 栄養指導並びに栄養士及び調理師に関すること。</p> <p>41 食品に関する表示に関すること（健康の増進に係るものに限る。）。</p> <p>42 原子爆弾被爆者の援護に関すること。</p> <p>43 感染症、結核に関すること。</p> <p>44 衛生上の各種試験及び検査に関すること</p> <p>45 予防接種、検疫に関すること</p> <p>46 水俣病被認定者家庭療養指導に関すること（水俣保健所及び天草保健所に限る。）。</p> <p>47 その他健康の保持及び増進に関すること。</p>
福 祉 総 合 相 談 所 （ 続 く ）	<p>1 児童に関する相談、調査及び指導に関すること。（ 1 ）</p> <p>2 指定障害児入所施設等の入所等に関すること。</p> <p>3 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。（ 1 ）</p> <p>4 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。（ 1 ）</p> <p>5 保護を要する女子に関する相談、調査、指導及び一時保護に関すること。</p> <p>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センター業務に関すること。</p> <p>7 身体障がい者及び知的障がい者の障害者支援施設等への入所等に係る市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助及びこれらに付随する業務に関すること。（ 2 ）</p> <p>8 身体障がい者及び知的障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。（ 2 ）</p> <p>9 身体障害者手帳及び療育手帳に関すること。（ 2 ）</p> <p>10 身体障がい者の自立支援医療を担当させる医療機関の指定等に関すること。（ 2 ）</p> <p>11 児童及びその家庭の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定に関すること。</p> <p style="text-align: right;">（ 続く ）</p>

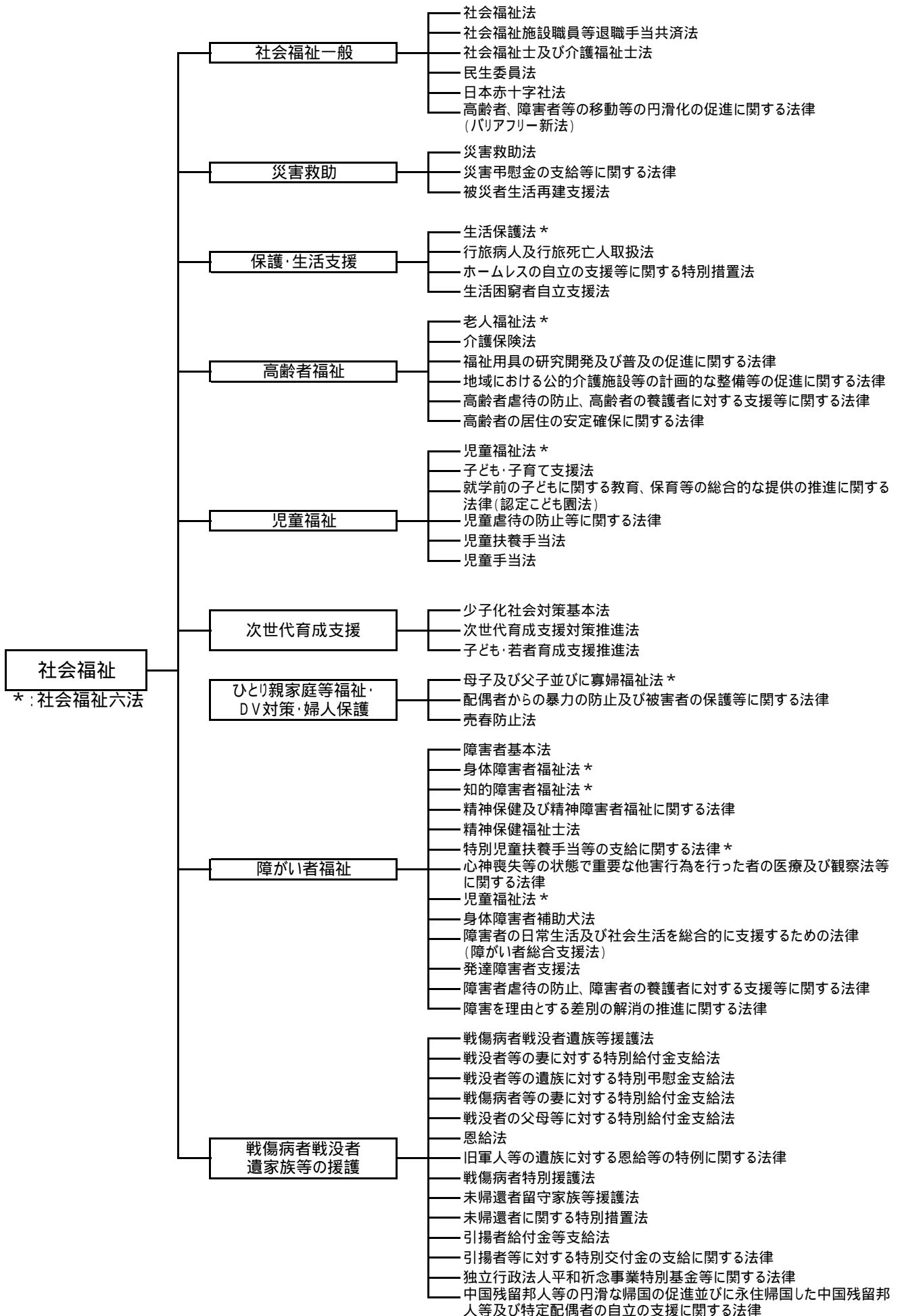
機関名	分 掌 事 務
福祉総合相談所	<p>12 保護を要する女子及びその家庭の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</p> <p>13 身体障害者の心理学的判定に関すること。</p> <p>14 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。</p> <p>15 補装具に関すること。(2)</p> <p>16 一時保護所の運営に関すること。</p> <p>(1)児童の福祉(一時保護を除く)に関する管轄区域は、熊本市及び八代児童相談所の管轄区域以外。</p> <p>(2)身体障がい者福祉及び知的障がい者福祉に関する管轄区域は、熊本市を除く。</p>
保健環境科学研究所	<p>1 細菌学的、ウイルス学的、血清学的その他の臨床病理学的試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>2 医薬品、化粧品、衛生用具、食品その他の生活衛生に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>3 大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の大気環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>4 水質汚濁、地下水及びその他の水質環境に係る試験検査及び調査研究に関すること。</p> <p>5 保健所その他の保健衛生施設の臨床病理、生活衛生、大気環境、水質環境に係る試験検査及び調査研究の研修指導に関すること。</p>
八代児童相談所	<p>1 指定障害児入所施設等の入所等に関すること。</p> <p>2 要保護児童の措置及び一時保護に関すること。</p> <p>3 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。</p> <p>4 専門的判定及びこれに伴う指導に関すること。</p> <p>5 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。</p> <p>管轄区域は、八代市、八代郡、水俣市、葦北郡、人吉市、球磨郡</p>
清水が丘学園	<p>1 自立支援を要する児童の入退園に関すること。</p> <p>2 児童の生活指導、職業指導及び家庭環境の調整に関すること。</p>
精神保健福祉センター	<p>1 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する技術指導、技術援助、教育研修、広報普及、調査研究、相談に関すること。</p> <p>2 協力組織の育成に関すること。</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)第12条に規定する精神医療審査会の事務に関すること。</p> <p>4 精神保健福祉法第45条第1項の精神保健福祉手帳に関すること。</p> <p>5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第22条第1項の規定により市町村が行う支給要否決定に係る相談に関すること。</p> <p>6 障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関すること。</p>

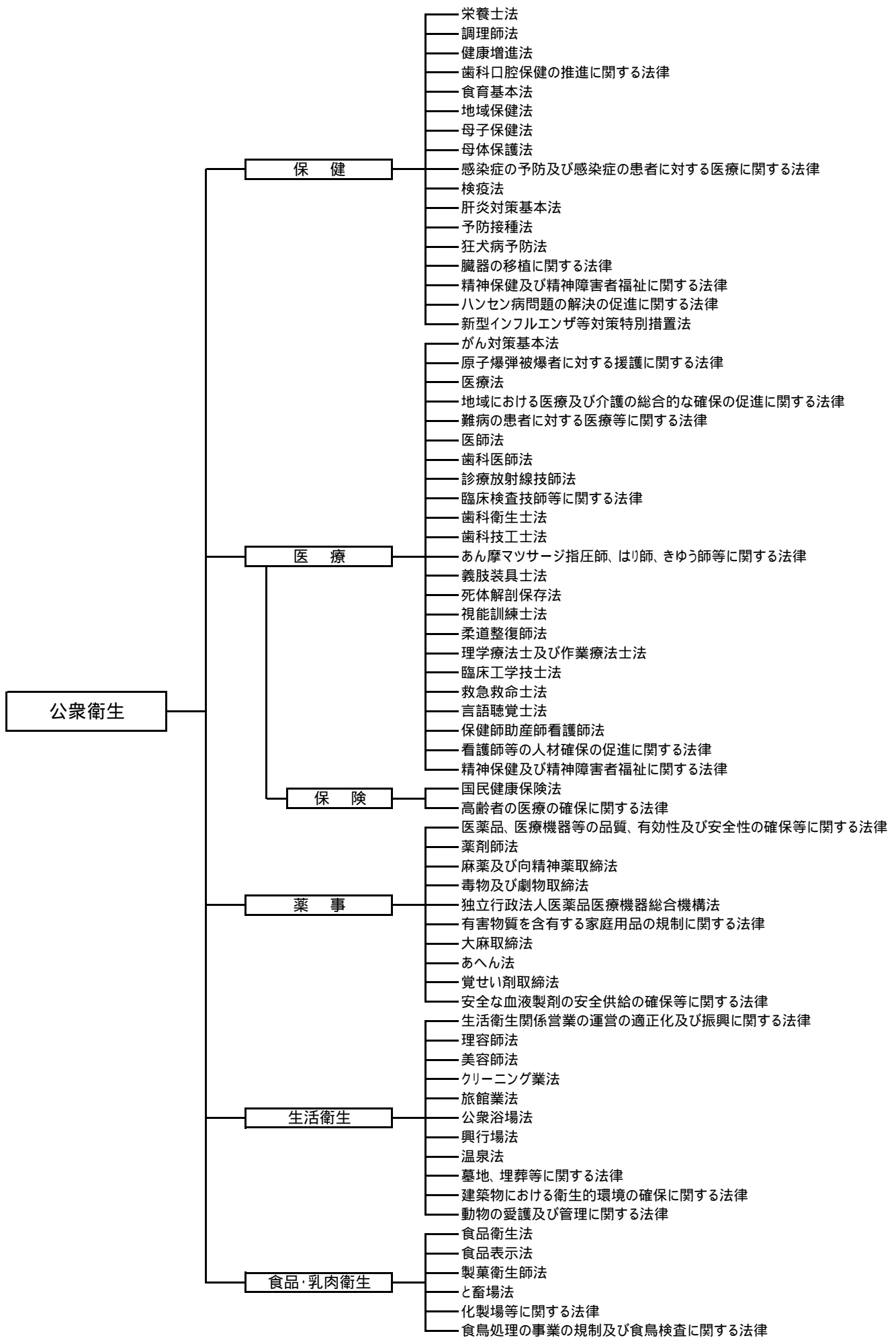
機関名	分 掌 事 務
こども総合療育センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害のある児童等の診療、療育及び看護に関すること(地域療育部の所掌に係る事務を除く。) 2 外来に係る診療、療育及び看護に関すること。 3 臨床試験及び検査に関すること。 4 調剤及び投薬に関すること。 5 障害のある児童の入退所に関すること。 6 センター内の保健衛生に関すること。 7 薬品(麻薬を含む。)の管理に関すること。 8 医学の研究に関すること。 9 地域療育の推進に関すること。 10 障害のある児童等の通園療育に関すること。 11 障害のある児童等の相談に関すること。
食肉衛生検査所	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜場及び食鳥処理場に関すること。 2 食肉の衛生に関すること。 3 可検物の検査に関すること。

【参考】 病院局

こころの医療センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 精神科医療の提供に関すること。 精神保健福祉法第 29 条に該当する患者 いわゆる措置入院 の受入れに関すること。 民間病院等で対応困難な患者の治療に関すること。 精神科救急医療に関すること。 結核精神合併症、アルコール依存症などの専門治療に関すること。 身体合併症の診断・治療に関すること。 夜間外来、訪問看護(医療)に関すること。 作業療法、精神科デイ・ケアに関すること。
------------	---

2 健康福祉行政に関する法制体系





3 健康福祉部の主な計画等一覧

主な計画（一覧）

- 1 熊本県保健医療計画（第6次）
 - 1の2 熊本県地域医療構想
- 2 熊本県地域福祉支援計画（第3期）
- 3 熊本県食品衛生監視指導計画
- 4 熊本県動物愛護・管理推進計画（第2次）
- 5 熊本県感染症予防計画
- 6 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画
- 7 第一次熊本県肝炎対策中期計画
- 8 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第6期）～長寿・安心・くまもとプラン～
- 9 熊本県高齢者居住安定確保計画（第2期）～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～
- 10 熊本県地域ケア体制整備構想
- 11 くまもと子ども・子育てプラン（熊本県子ども・子育て支援事業支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画）
- 12 熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）
- 13 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期）
- 14 熊本県家庭的養護推進計画
- 15 熊本県障がい者計画（第5期）～くまもと障がい者プラン～
- 16 熊本県障がい福祉計画（第4期）
- 17 熊本県工賃向上3か年計画
- 18 熊本県やさしいまちづくり推進指針
- 19 熊本県自殺対策行動計画（第2期）
- 20 熊本県へき地保健医療計画（第11次）
- 21 医療介護総合確保促進法に基づく県計画
- 22 熊本県周産期医療体制整備計画（第2期）
- 23 熊本県における医療費の見通しに関する計画（第2期）
- 24 熊本縣市町村国民健康保険支援方針
- 25 熊本県健康増進計画～第3次くまもと21ヘルスプラン～
- 26 熊本県がん対策推進計画(第2次)
- 27 熊本県歯科保健医療計画（第3次）
- 28 熊本県健康食生活・食育推進計画（第2次）

（参考）平成29年度中に、見直し予定の主な計画

- ・熊本県保健医療計画（第7次）
- ・熊本県動物愛護・管理推進計画（第3次）
- ・熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第7期）
- ・熊本県障がい者計画（第5期）～くまもと障がい者プラン～（中間見直し）
- ・熊本県障がい福祉計画（第5期）
- ・熊本県自殺対策行動計画（第2期）
- ・熊本県における医療費の見通しに関する計画（第3期）
- ・熊本県健康増進計画（第4次）
- ・熊本県がん対策推進計画(第3次)
- ・熊本県歯科保健医療計画（第4次）
- ・熊本県健康食生活・食育推進計画（第3次）

主な計画（概要）

1 熊本県保健医療計画（第6次）

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	医療法第30条の4		
概要	<p>地域の実情に応じて、各都道府県が医療提供体制の確保を図ることを目的として定める計画 基本目標：いつまでも健康で、安心して暮せるくまもと 計画に定めている事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次保健医療圏の設定、病床区分ごとの基準病床数 ・5疾病（脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・がん・精神疾患）5事業（救急医療・小児医療・災害時医療・へき地医療・周産期医療）及び在宅医療をはじめ、医師確保対策など地域医療の推進、また、子どもの頃からの生涯を通じた健康づくり、健康危機に対応した体制づくりを推進する。 		

1の2 熊本県地域医療構想（熊本県保健医療計画の一部）

策定期期	平成29年3月	期間	平成29年度～
根拠法令	医療法第30条の4		
概要	<p>平成28年熊本地震からの復旧・復興、2025（平成37）年に団塊の世代が75歳以上となる高齢社会を迎えることによる急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応等の課題を踏まえ、将来（2025年）の医療提供体制の確保を図ることを目的として次の事項について定める構想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構想区域 ・病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量 ・将来の居宅等における医療の必要量 ・目指すべき医療提供体制を実現するための施策 		

2 熊本県地域福祉支援計画（第3期）

策定期期	平成28年3月	期間	平成28年度～平成32年度
根拠法令	社会福祉法第108条		
概要	<p>「地域の力で共に築く くまもと型福祉のまちづくり」を目指して、(1)地域の縁がわづくり（誰もが気軽に利用・交流できる地域拠点の普及・充実）(2)地域の結びづくり（見守り声かけ等の地域の支え合い活動の推進）(3)地域のしごとおこし（福祉からの起業化）(4)安心の礎づくり（地域福祉を支える担い手の育成、住民の視点に立った仕組みづくり等）(5)地域福祉のビジョンづくり（市町村の地域福祉計画や市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画づくりへの支援）を推進する。</p>		

3 熊本県食品衛生監視指導計画

策定期期	平成29年3月	期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日（年度毎策定）
根拠法令	食品衛生法第24条		
概要	<p>地域の実情等を踏まえ、重点的かつ効果的な監視指導を行うことを目的に策定。広域に流通する食品の各種検査の実施、製造施設における衛生管理や適正表示の監視指導、農林畜水産物の残留農薬等検査などについて、重点的な取り組みを実施する。</p>		

4 熊本県動物愛護・管理推進計画（第2次）

策定期期	平成26年3月	期間	平成26年度～平成35年度
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律第6条		
概要	熊本県動物愛護・管理推進計画は、国が示した基本指針に則して、本県の動物愛護管理に係る諸課題を整理し、施策を総合的、効果的に遂行することを目的に策定。飼い主、県民、行政等の協働による施策推進を図ることにより、人と動物とが共生する地域づくりを目指すことを計画の基本方針とし、地域における動物愛護と適正飼養の啓発等を推進するための体制整備、保健所に収容された犬及び猫の情報提供システム整備等の施策に取り組む。		

5 熊本県感染症予防計画

策定期期	平成22年3月（一部改定）	期間	（必要に応じて見直し）
根拠法令	感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第10条		
概要	感染症の発生予防とまん延防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材育成、県民に対する啓発や知識の普及を行うとともに、県と国及び市町村等との連携のもとに、適切かつ効果的な感染症対策を推進するための基本方向を示す。		

6 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画

策定期期	平成25年12月（改定）	期間	平成26年1月～
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法		
概要	新型インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことを目的とした計画。 新型インフルエンザの発生状況を「未発生期」、「海外発生期」、「県内未発生期」、「県内発生早期」、「県内感染期」、「小康期」に区分し、段階毎に適切に対策を講じることとしている。		

7 第一次熊本県肝炎対策中期計画

策定期期	平成29年5月	期間	平成28年度～平成32年度
根拠法令	肝炎対策の推進に関する基本的な設計の全部を改正する件について（平成28年6月30日付け、健発0630第1号）		
概要	ウイルス性肝炎対策を実施することにより、県民の健康面における安心・安全を図ることを目的とした計画。「体制整備」、「肝炎ウイルス検査」、「医療費助成」及び「普及啓発」を施策の柱とし、主要施策の順位づけを行うなど、効率的かつ適切に対策を講じることとしている。		

8 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（第6期）～長寿・安心・くまもとプラン～

策定期期	平成27年3月	期間	平成27年度～平成29年度
根拠法令	老人福祉法第20条の9、介護保険法第118条		
概要	高齢者が住み慣れた地域において、できるだけ健やかで自立した生活ができるよう、介護保険制度の円滑な運営を図りながら、高齢者福祉施策を総合的に推進するための計画であり、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化したものととして策定。市町村が策定する「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」において定める取組みなどを支援する性格を有しつつ、それらの市町村計画との連携を図っている。		

9 熊本県高齢者居住安定確保計画（第2期）～くもと・長寿・あんしん・住まいプラン～

策定期期	平成27年3月	期間	平成27年度～平成32年度
根拠法令	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条		
概要	<p>高齢化が急速に進展する中、生活の基盤となる「住まい」について、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を選択できるようにするとともに、住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができる環境の整備を図る必要があることから土木部と健康福祉部が連携し、総合的に施策を推進するために策定。</p>		

10 熊本県地域ケア体制整備構想

策定期期	平成20年3月	期間	平成20年4月～
根拠法令	療養病床の再編成を踏まえた「地域ケア整備構想（仮称）」の策定について（平成18年8月25日付け医総発第0825001号、老総発第0825001号、保総発第0825001号厚生労働省医政局、老健局、保険局総務課長通知）		
概要	<p>医療制度改革の一環として、療養病床の再編成が進められている状況を踏まえ、将来的な介護等のニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の整備を推進することを目的に策定。</p> <p>地域の様々な資源を統合した包括的なケアの提供、高齢者向けの住まいや見守りなど、高齢者を支援する体制の確立を目指す。</p> <p>本構想を踏まえ、医療計画、医療費適正化計画（熊本県における医療費の見通しに関する計画）及び介護保険事業支援計画を段階的に策定する。</p> <p>本構想は、第4期（平成21年度～23年度）熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（平成21年3月策定）から当該計画に反映させているところ。</p>		

11 くもと子ども・子育てプラン（熊本県子ども・子育て支援事業支援計画、熊本県次世代育成支援行動計画）

策定期期	平成27年3月	期間	平成27年度～平成31年度
根拠法令	子ども・子育て支援法第62条第1項、次世代育成支援対策推進法第9条第1項		
概要	<p>地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備していくことを目的とした計画。</p> <p>「安心して子どもを産み育てることができる地域社会」等2つの基本目標を掲げ、「子どもの視点に立った支援」など5つの基本的視点に沿って、教育・保育等の推進や保護や援助を必要とする子どもへの支援等に取り組む。</p>		

12 熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）

策定期期	平成26年3月	期間	平成26年度～平成30年度
根拠法令	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項		
概要	<p>男女がともに人権を尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を基本理念とし、これまでの取組みと課題を踏まえ、暴力の防止及び抑止に向けた取組みの推進、発見・相談体制の強化、被害者の安全な保護体制の充実、被害者の自立支援に向けた環境整備、関係機関との連携・協働の5つの施策を推進していく。</p>		

13 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画（第3期）

策定時期	平成26年3月	期間	平成26年度～平成30年度
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条		
概要	「ひとり親家庭等が自立し安心して生活できる環境づくりの推進」を基本理念とし、就業や子育ての支援、子ども達の学習の支援などひとり親家庭等の自立に向けた総合的な施策を推進する。		

14 熊本県家庭的養護推進計画

策定時期	平成27年3月	期間	平成27年度～平成41年度
根拠法令	児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について(平成24年11月30日付け雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)		
概要	社会的養護を必要とする子どもたちが、より家庭的な養育環境の中で、安心して暮らしていけるよう、今後15年間で、児童養護施設や乳児院等の初規模化や里親・ファミリーホームの増加等を図り、本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく。		

15 熊本県障がい者計画（第5期）～くまもと障がい者プラン～

策定時期	平成27年3月	期間	平成27年度～平成32年度
根拠法令	障害者基本法第11条第2項		
概要	「障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現」を計画の目指す姿として掲げ、8分野からなる分野別施策のもとで、障がい者施策の総合的な推進を図る。		

16 熊本県障がい福祉計画（第4期）

策定時期	平成27年3月	期間	平成27年度～平成29年度
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条		
概要	障がいのある人の自立した地域生活を支援するため、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を計画的に確保する。 特に、障がいのある人の地域生活、一般就労への移行や、地域での生活を支援する拠点等を整備するため数値目標を掲げ、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保、充実を図る。		

17 熊本県工賃向上3か年計画

策定時期	平成27年12月	期間	平成27年度～平成29年度
根拠法令	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針		
概要	就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、以下のような取組を実施する。 県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を推進するための展示・商談会等の開催 大型商業施設等での販売会の開催 就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣		

18 熊本県やさしいまちづくり推進指針

策定期期	平成29年7月(予定)	期間	平成29年度～平成31年度
根拠法令	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例		
概要	<p>条例の理念や基本方針に基づき、熊本地震からの復旧・復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入した施策を総合的に推進するための指針。障壁除去のための5分野、63施策を推進することとしており、具体的な推進方向は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意識・行動上の障壁除去 2 移動・施設利用上の障壁除去 3 情報提供・コミュニケーションに関する障壁除去 4 生命財産を守るための障壁除去 5 社会の一員として能力を發揮するための障壁除去 		

19 熊本県自殺対策行動計画(第2期)

策定期期	平成29年度中	期間	平成29年度～平成34年度
根拠法令	自殺総合対策大綱(H19.6.8閣議決定)		
概要	<p>自殺対策の充実強化を図るため、様々な分野の機関や団体がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むための自殺対策の指針として策定した計画。</p> <p>同計画に基づき計画的・体系的に対策を進め、なお一層自殺者の減少を目指す。</p>		

20 熊本県へき地保健医療計画(第11次)

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	第11次へき地保健医療計画の策定指針		
概要	<p>国の「第11次へき地保健医療計画の策定方針」に基づき、へき地等医療機関の医師確保、へき地医療を担う医師のキャリア支援、へき地医療を支援する体制の強化に向けた取組みを定めた計画。</p> <p>この計画に基づき、熊本県のへき地保健医療における課題に取り組む。</p>		

21 医療介護総合確保促進法に基づく県計画

策定期期	平成29年9月	期間	-
根拠法令	医療介護総合確保促進法第4条		
概要	<p>国が定める「総合確保方針」に即して、かつ、地域の実情に応じて、地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を実施するために毎年度定める計画。</p>		

22 熊本県周産期医療体制整備計画(第2期)

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	周産期医療体制整備指針		
概要	<p>平成22年1月に国が示した周産期医療体制整備指針に基づき、妊娠満22週から生後1週未満の周産期において、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児、新生児の搬送体制の充実、安全安心な周産期医療体制の整備方針など、周産期医療の全般の推進方策等を示した行動計画。</p>		

23 熊本県における医療費の見通しに関する計画（第2期）

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項		
概要	<p>国民皆保険を堅持し続けていくために、住民の生活の質の維持及び向上を確保しながらも、住民の健康保持や医療の効率的な提供に向け、次の政策目標を設定し、目標達成を通して、将来の医療費が過度に増大しないようにするための計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の健康の保持の推進に関する達成目標（特定健康診査の実施率等） ・ 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標（平均在院日数の短縮等） 		

24 熊本縣市町村国民健康保険支援方針

策定期期	平成28年4月（改定）	期間	平成28年度～平成29年度
根拠法令	国民健康保険法第68条の2第1項		
概要	<p>県内の市町村国民健康保険の財政の安定化及び事業の運営の広域化を推進することを目的に策定。国民健康保険料（税）収納率の向上や、医療費適正化対策、保健事業の推進、市町村事務の標準化等の推進などの取組みを進めることにより、保険者である市町村を支援する。</p>		

25 熊本県健康増進計画～第3次くまもと21ヘルスプラン～

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	健康増進法第8条		
概要	<p>「幸せ実感くまもと4カ年戦略」に位置づけた「いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと」の実現のための本県における健康づくりの基本計画。</p>		

26 熊本県がん対策推進計画（第2次）

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	がん対策基本法第11条		
概要	<p>がん対策基本法に基づき国が策定する「がん対策推進基本計画」を基本とし、本県におけるがん対策の基本的方向について定めたもの。</p> <p>計画の達成状況を点検・評価するため、分野別施策と個別目標を掲げ、がんの予防、がんの早期発見、がんの医療提供体制の整備、がん患者及びその家族の生活の質の向上、がん登録の推進などの取組をアクションプラン（年次行動計画）に沿って総合的かつ計画的に推進していく。</p>		

27 熊本県歯科保健医療計画（第3次）

策定期期	平成25年3月	期間	平成25年度～平成29年度
根拠法令	<p>歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項</p> <p>熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例第11条第1項</p>		
概要	<p>「熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例」（平成22年11月施行）の基本理念に基づき、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりの着実な実現に向けて、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた具体的な歯科保健医療施策展開の方向性や目標を示すとともに、行政機関、保健医療福祉関係機関・団体等が一体となって取り組む基本計画。</p>		

28 熊本県健康食生活・食育推進計画（第2次）

策定時期	平成23年3月	期間	平成23年度～平成29年度
根拠法令	食育基本法第17条第1項		
概要	<p>「食」は生命と健康の基本との認識のもと、県民及び多様な関係者の協働により、県民主役の地域に根ざした食育を推進するための「食に関する総合計画」として策定した計画。</p> <p>県民一人ひとりが、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深め、健全で豊かな食生活を送る能力を育むことを目的とし、ライフステージに応じた食育の推進やそれを支える環境の整備及び人づくり地域づくりに取り組むこととしている。</p>		

健康福祉部が策定している各種計画等一覧

(年度)

計画等の名称	所管課・室	種別	種別法	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33		
1 熊本県保健医療計画	健康福祉政策課	保健医療	保健医療																															
熊本県地域医療構想	医療政策課	医療政策	医療法																															
2 熊本県地域福祉支援計画	健康福祉政策課	社会福祉	社会福祉法																															
3 熊本県食品衛生監視指導計画	健康危機管理課	食品衛生	食品衛生法																															
4 熊本県動物愛護・管理推進計画	健康危機管理課	動物の愛護及び管理に関する法律	動物の愛護及び管理に関する法律																															
5 熊本県感染症予防計画	健康危機管理課	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律																															
6 熊本県新型コロナウイルス対策行動計画	健康危機管理課	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法	新型コロナウイルス感染症対策特別措置法																															
7 第一次熊本県肝臓病対策中期計画	健康危機管理課	健康危機管理	通知																															
8 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画	高齢者支援課	高齢者福祉	老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条																															
熊本県高齢者福祉計画 ～長寿・安心・くまもとプラン～																																		
9 熊本県高齢者居住安定確保計画 ～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～	高齢者支援課 住宅課	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の居住の安定確保に関する法律																															
10 熊本県地域ケア体制整備構想	地域ケア推進課	地域ケア	通知																															
11 くまもと子ども・子育てプラン ～くまもと・子育て・あんしん・住まいプラン～	子ども未来課	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援法 次世代育成支援促進法 児童福祉法																															
12 熊本県配属者からの働き方の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	子ども家庭福祉課	労働者保護	労働者保護法																															
13 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画	子ども家庭福祉課	ひとり親家庭	ひとり親家庭法																															
14 熊本県家庭的養護推進計画	子ども家庭福祉課	家庭的養護	通知																															
15 熊本県障がい者計画 ～くまもと障がい者プラン～	障がい者支援課	障がい者支援	障害者基本法																															
16 熊本県障がい者福祉計画	障がい者支援課	障がい者福祉	障害者基本法																															
17 熊本県工賃向上3か年計画	障がい者支援課	障がい者支援	労働者保護法																															
18 熊本県やさしいまちづくり推進指針	障がい者支援課	まちづくり	まちづくり																															
19 熊本県自殺対策行動計画	障がい者支援課	自殺対策	自殺対策																															
20 熊本県へき地保健医療計画	医療政策課	医療政策	通知																															
21 医療介護総合確保促進法に基づく県計画	医療政策課	医療政策	医療介護総合確保促進法第4条																															
22 熊本県産期産後医療体制整備計画	医療政策課	医療政策	通知																															
23 熊本県における医療費の適正化に関する計画	国保・高齢者医療課	国保・高齢者医療	高齢者の医療の確保に関する法律																															
24 熊本県市町村国民健康保険支援方針	国保・高齢者医療課	国保・高齢者医療	国民健康保険法																															
25 熊本県健康増進計画	健康づくり推進課	健康づくり	健康増進法																															
26 熊本県がん対策推進計画	健康づくり推進課	がん対策	がん対策基本法																															
27 熊本県歯科保健医療計画	健康づくり推進課	歯科保健	熊本県歯科保健医療法																															
28 熊本県健康増進生活・食育推進計画	健康づくり推進課	健康増進	食育基本法																															

※【義務・任意】…【義務・法令（法律・政令）で策定が義務付けられているもの/任意：義務以外のもの】

4 平成29年度予算各課別一覧表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課名	平成29年度 当初		平成28年度 当初	比較	本年度の財源内訳			一般財源
	うち震災分	特定財源						
		国支出金			地方債	その他		
健康福祉政策課	24,878,044	22,025,668	3,318,500	21,559,544	17,829,516	39,000	69,567	6,939,961
健康危機管理課	1,326,038	16,956	1,427,798	-101,760	277,680	19,000	219,251	810,107
高齢者支援課	2,719,434	13,750	2,795,848	-76,414	39,763	179,000	1,704,392	796,279
認知症対策・ 地域ケア推進課	26,453,371	10,628	25,735,217	718,154	64,891		250,184	26,138,296
社会福祉課	5,578,231	54,861	5,379,025	199,206	3,352,747		89,575	2,135,909
子ども未来課	16,437,298	1,685	15,605,845	831,453	322,351		562,928	15,552,019
子ども家庭福祉課	9,512,944		9,379,563	133,381	1,882,315		74,733	7,555,896
障がい者支援課	19,509,309	124,450	18,908,806	600,503	2,001,267		579,643	16,928,399
医療政策課	8,000,857	74,762	8,108,168	-107,311	4,200,497		1,864,775	1,935,585
国保・ 高齢者医療課	51,244,927		48,136,696	3,108,231	2,845,725		46,760	48,352,442
健康づくり推進課	3,967,607	1,000	4,171,189	-203,582	1,916,669		172,647	1,878,291
薬務衛生課	183,346	8,000	175,013	8,333	16,935		79,111	87,300
一般会計合計	169,811,406	22,331,760	143,141,668	26,669,738	34,750,356	237,000	5,713,566	129,110,484

母子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	101,583		123,384	-21,801			101,583	
----------	---------	--	---------	---------	--	--	---------	--

総合計	169,912,989	22,331,760	143,265,052	26,647,937	34,750,356	237,000	5,815,149	129,110,484
-----	-------------	------------	-------------	------------	------------	---------	-----------	-------------